

秋田県の学校音楽教育における「日本の音楽」の指導に関する調査研究[†]

佐川 馨*

秋田大学教育文化学部

本研究では、秋田県の学校音楽教育における「日本の音楽」の指導に関する教師の意識、授業での取り扱い、和楽器や指導資料の整備状況等についてアンケート調査を行った。

その結果、秋田県においては「日本の音楽」の指導を好意的に捉えている教員が多く、「日本の音楽」に関する自分自身の知識・技能を高めたいと願っていることが分かった。また、授業での取り扱いは多いが、指導にあたっては自分の音楽経験に自身がもてず、苦手意識をもっていること、評価するための知識や音楽的感性などが充分ではなく、生徒の変容を的確に捉えられていない状況にあること、指導や教材研究に必要な和楽器や資料の整備が大きく遅れていること、などの問題点が明らかとなった。

キーワード：学校音楽教育，日本の音楽，和楽器，調査研究

1. はじめに

平成10年の学習指導要領の改訂は、学校音楽教育における「日本の音楽」の取り扱いについて、学校関係者のみならず邦楽界にも大きな反響を呼び起こした。

その第1の理由は、和楽器の取り扱いである。中学校の器楽指導において「3学年間を通じて1種類以上の和楽器を用いること」²と示されたことにより、和楽器は必修の内容となった。

和楽器については、それまでも「指導上の必要に応じて適宜用いること」³とされてきたが、学校教育の現場においては、高度な演奏技能を要すること、学校教育で取り扱うには高価なこと、購入後のメンテナンスが容易ではないことなどの理由から、一部の先進的な取り組みをしている教師を除いては、取り扱いの少なかった分野である。

第2には、歌唱の指導内容に「曲種に応じた発声」と明記されたことである。これにより、ベルカント

を基調とした発声による歌唱指導に加えて、日本の伝統的な歌唱法や諸民族の歌唱法をも必要に応じて指導することとなった。

民謡を除いては、これまで鑑賞教材として取り扱われることの多かった声の分野の「日本の音楽」が、表現教材としての取り扱いへと転換していくことが明確に求められるようになったのである。

しかし、一般に音楽教師は、教員養成の課程においてピアノやベルカント式発声による声楽といった西洋音楽を中心として学んでおり、和楽器を始めとする「日本の音楽」については、それらと同様の知識、技能や感性を身に付けているとは言い難く、学校現場における実践も未だ少ない傾向にある。

平成元年の教員免許法の改訂により、教員養成段階での和楽器や我が国の伝統的な歌唱の修得が必須になったとはいえ、その効果が学校現場において顕著になるまでには、相当の時間が必要と思われる。

さて、日本の学校音楽教育が、明治5年の学制の発布以来、その出発点から西洋を指向して進んできたことは周知の事実である。「俗楽」として切り捨てられた多くの日本の伝統音楽は、その大半が取り扱いの対象外とされてきたのである。

しかし戦後、昭和22年の学習指導要領の試案からは、量的に充分とは言えないまでも、「日本の音楽」

2006年1月23日受理

[†] Investigating Teachers' Attitudes toward Teaching Traditional Japanese Music in the Classroom - A Case of Akita Prefecture

* Kaoru SAGAWA, Faculty of Education and Human Studies, Akita University, Akita

は何らかの形で取り上げられてきた。

例えば、昭和22年の試案においては小学校第3学年の鑑賞教材として「ひらいたひらいた」、第4学年の歌唱教材では「かぞえ歌」が、また、26年の改訂では小学校の鑑賞教材として「越後獅子」、中学

校の鑑賞教材として「越天楽」などが、そして33年の改訂では「春の海」が中学校の鑑賞共通教材となっている。さらに44年の改訂に伴う指導書では「日本の音楽の指導」という項目が盛り込まれ、指導上の留意点等についての具体的な説明がなされているの

表1 配布数(人)及び回収率(%)

校種	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
小学校	186	78	41.9
中学校	101	51	50.5
高等学校	39	36	92.3
総数	326	165	50.6

表2 質問内容

問1	あなたは「日本の音楽」が好きですか。(○はひとつ) 1) とても 2) やや 3) どちらとも 4) あまり 5) まったく
問2	これまで「日本の音楽」についての知識や演奏技能等はどうのようになされたか。(○はいくつでも) 1) 教員養成の課程で 2) 独習 3) 家族から 4) 地域活動で 5) 趣味やお稽古事として 6) 学校のクラブ活動で 7) 教育センター等の研修で 8) 小学校の授業で 9) 中学校の授業で 10) 高等学校の授業で 11) これまで勉強する機会はなかった 12) その他
問3	あなたは「日本の音楽」について研修する必要性を感じますか。(○はひとつ) 1) とても 2) やや 3) どちらとも 4) あまり 5) まったく
問4	あなたが「日本の音楽」の中で興味をもっているものはどれですか。(○はいくつでも) 1) 雅楽 2) 仏教音楽 3) 琵琶楽 4) 能楽 5) 三味線音楽 6) 箏曲 7) 尺八音楽 8) 歌舞伎囃子 9) その他
問5	あなたが演奏可能な楽器があればお書きください。
問6	あなたは授業で「日本の音楽」を取り扱っていますか。(○はひとつ) 1) 取り扱っている 2) 取り扱っていない
問7	授業で取り扱ったジャンルはどのようなものですか。(○はいくつでも) 1) 雅楽 2) 仏教音楽 3) 琵琶楽 4) 能楽 5) 三味線音楽 6) 箏曲 7) 尺八音楽 8) 歌舞伎囃子 9) その他
問8	授業内容はどのようなものですか。(○はいくつでも) 1) 歌唱 2) 和楽器の表現活動 3) 代用楽器の表現活動 4) 音楽づくり 5) 鑑賞活動 6) 調べ学習 7) 身体表現 8) その他
問9	指導の成果はありましたか。(○はひとつ) 1) あった 2) どちらともいえない 3) なかった
問10	それ(指導の成果)はどのようなものですか。自由に記述してください。
問11	あなたは「日本の音楽」の指導は西洋音楽的な教材と比べて難しいと感じますか。(○はひとつ) 1) とても 2) やや 3) どちらとも 4) あまり 5) まったく
問12	その理由は何ですか。(○はいくつでも) 1) 自分自身に知識や技能がないから 2) 自分自身が魅力を感じないから 3) 指導するための教材が少ないから 4) 指導方法がよく分からないから 5) 子どもたちが興味を示さないから 6) 教える必要性を感じないから 7) その他
問13	あなたの学校には和楽器がありますか。楽器名を選んで台数を書いてください。 1) 箏 2) 三味線 3) 尺八 4) 和太鼓 5) 篠笛 6) その他
問14	あなたの学校の「日本の音楽」の指導資料にはどのようなものがありますか。(○はいくつでも) 1) 教科書の指導書 2) 書籍 3) CD 4) LD, VTR, DVD 5) その他
問15	「日本の音楽」の指導は、これから増やしていくべきですか。(○はひとつ) 1) 増やしていくべきである 2) 減らしていくべきである 3) どちらともいえない
問16	「日本の音楽」の指導について、ご意見がありましたら自由にお書きください。

である。

このように学習指導要領においては「日本の音楽」の取り扱いがなされてきたにもかかわらず、学校教育における実践が少ない傾向にあったという問題の背景には、前述のとおり、指導に当たる教師自身の音楽経験とともに「日本の音楽」についての意識や指導観が大きく関わっているものと思われる。

そこで本研究は、「日本の音楽」についての音楽科担当教員の意識や音楽経験を探るとともに、授業における取り組みと、和楽器や指導資料の整備状況等の実態をアンケート調査により明らかにしようとするものである。アンケートの対象を秋田県の音楽科担当教員としたのは、結果の分析、考察を通して県内の音楽科教育に資することを目指したためである。加えて、この調査研究の結果は、教員養成における「日本の音楽」への取り組みについても、何らかの示唆を得ることができるのではないかと考える。

2. 調査方法の概要

2.1 調査対象・方法・期間

調査対象は、秋田県内の小学校、中学校、高等学校の音楽科担当教員である。調査にあたっては、県

内を9つのブロック⁴に分けてアンケートを配布、回収した。

アンケートの配布は秋田県高等学校音楽教育研究会と共同で行い、郵送調査法と配票調査法を併用した。

調査期間は、平成17年10月中旬から11月の下旬である。回収結果は表1に示すとおり、配布数326、回収数165、回収率50.6%であった。

2.2 調査内容

アンケートは、①「日本の音楽」に関する意識や音楽経験等、②授業における「日本の音楽」の取り扱い、③和楽器、指導資料等の整備状況についての質問と、フェイスシートから構成されている。

回答方法は質問により、評定尺度法、多岐選択法、自由記述法を用いた。質問文は表2のとおりである。

なお、アンケートの作成にあたっては、福島大学の平田公子ら（1989）⁵及び奈良教育大学の奥忍ら（1988）⁶の研究を参考にした。

2.3 回答者の属性

回答者の属性内訳は、表3.1に地区別及び校種別、表3.2に性別及び年代別を示した。

表3.1 地区別、校種別の内訳（人）

校種	秋田	能代山本	大館北秋田	横手平鹿	由利本荘	男鹿潟上	大仙仙北	鹿角	湯沢雄勝	総数
小学校	14	23	11	15	2	9	2	2		78
中学校	12	7	8	6	9	2	2	4	1	51
高等学校	10	4	7	4	2	1	5	2	1	36
総数	36	34	26	25	13	12	9	8	2	165

表3.2 性別、年代別の内訳（人）

校種	性別			総数	年代				総数
	女	男	不明		29未満	30～39	40～49	50以上	
小学校	73	4	1	78	3	35	37	3	78
中学校	40	11		51	7	17	17	10	51
高等学校	22	14		36	7	17	8	4	36
総数	135	29	1	165	17	69	62	17	165

3. 結果と考察

3.1 「日本の音楽」に対する意識と音楽経験

3.1.1 「日本の音楽」は好きか

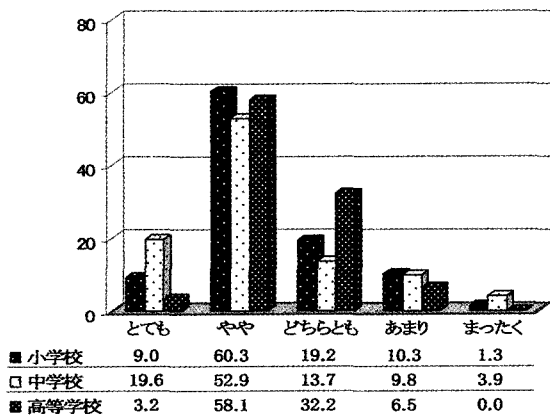


図1 「日本の音楽」は好きか (%)

図1に示すとおり、『日本の音楽』は好きかという質問に対しては、小学校で7割、中学校では8割以上の教員が「とても」「やや」と答え、「日本の音楽」を総じて好意的に捉えていることが分かる。特に中学校では19.6%もの教員が「とても」と答えている。このこと背景には、平成10年の学習指導要領の改訂により、「3学年間のうちに1種類以上の和楽器を体験させること」になったため、それによって中学校教員が「日本の音楽」についての教材研究や自己研修が必要となり、その結果として「日本の音楽」に慣れ親しみ、音楽的魅力を理解し始めた影響もあるのではないかと推察される。

一方、高校教員は6割が「日本の音楽」を「好き

と答えているものの、32.2%が「どちらとも」と答えている。態度を明確にできない背景には、根底ではあまり魅力を感じていないが、音楽教育の今日的な流れとして「日本の音楽」が重視されていること、あるいは中学校教員のように研修や教材研究を深めていないために、「日本の音楽」そのものについて馴染みがなく、知識等もないことなどの理由があるのではないか。

3.1.2 「日本の音楽」で興味のあるものは何か

図2は『日本の音楽』の中で興味のあるもののジャンル別の結果である。小・中・高ともに箏曲、雅楽、三味線音楽が高い比率となっている。また、中学校では雅楽、三味線音楽、歌舞伎囃子が同ポイントである。

秋田県の大半の中学校が採択している教科書では、中学校第1学年の鑑賞教材として「越天楽」、第2・3学年では箏曲「六段の調」、歌舞伎「勸進帳」が掲載されている。また、和楽器の教材として箏による「さくら」、三味線による「うさぎ」が掲載されており、教員は教材研究等で馴染みの深い教材である。

小学校の教科書教材においても「越天楽今様」、「春の海」「津軽じょんから節」など、雅楽や箏曲、三味線に関連のある教材が取り上げられている。

以上の結果から、授業で取り扱っている教材に関するジャンルについての興味関心が高いことが分かる。つまり、馴染みのある無しが興味関心の高さにつながることを示しており、このことは授業においても指導方法の如何にかかわらず、「日本の音楽」に触れさせ、慣れ親しませることが生徒の態度決定に大きく作用することを示唆しているものと思われる。

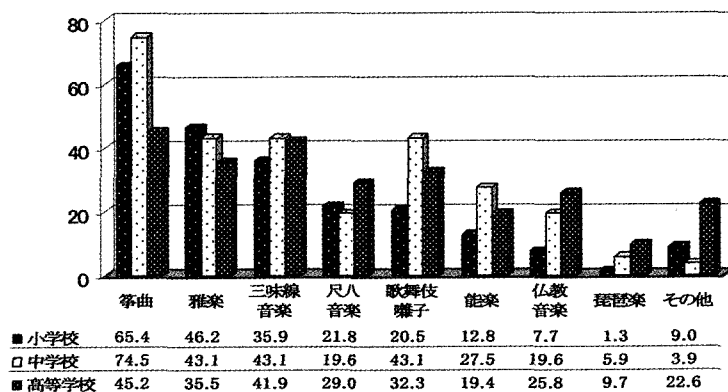


図2 「日本の音楽」で興味のあるもの (%)

3.1.3 演奏可能な和楽器はあるか

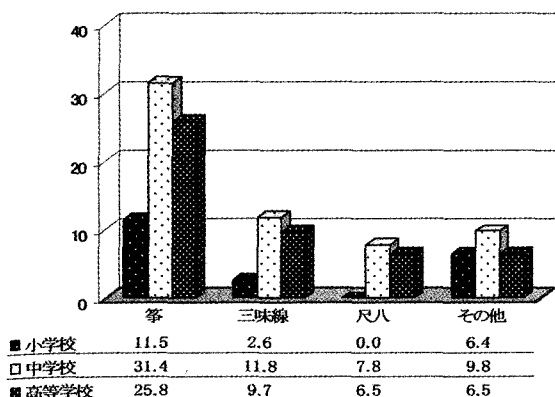


図3 演奏可能な和楽器 (%)

図3は「演奏可能な和楽器」についての結果である。この中には「音を出す程度」「大学の授業でかじっただけ」という添え書きをしたものも含めた。

中学校、高等学校ともに箏の比率が高いが、和楽器の中では初歩の段階での演奏技能が比較的容易なため、学校現場で取り上げられることが多い。そのため、教材研究や自己研修が必要となり、その結果として一定程度の演奏技能が身に付いているものと思われる。

図4の「日本の音楽」に関する音楽経験の結果では、「独習」(中学校39.2%、高等学校41.9%)と答えている教師も多く、教師が必要に迫られて「独習」

によって和楽器を学んでいることが推察される。

また、秋田県においては現行の学習指導要領の改訂に伴い、教育センターや音楽教育研究会の主催により、和楽器の実技講習が計画的に行われてきた。総体的なポイントとしては低いものの、それらの取り組みの成果が現れているのではないかとと思われる。

3.1.4 「日本の音楽」に関する音楽経験と研修意欲

「日本の音楽」に関する音楽経験については、図4に示すとおり、全校種において「教員養成の課程」が約4割となっている。また、中学校、高等学校においては「教育センター等の研修」が半数を超えている。

教員養成課程における「日本の音楽」の授業については、平成元年の教員免許法の改訂によって、日本の伝統的な歌唱、和楽器、日本の伝統音楽及び諸民族の音楽の修得が必要条件となった。1988年の奈良教育大学の調査⁸によると、それに伴う授業科目等の増加は見られないが、内容の改善についての兆しが窺えるとしている。

秋田大学においても、平成4年度から小・中学校課程音楽専攻・副専攻の学生に選択科目として「日本民謡演習」が開設され、同時に幼稚園課程3年次の学生にも必修科目とした。平成6年度からは音楽教育講座の1年次の後期に必修科目として履修させており、10年度に教育文化学部に変更されてからは、音楽免許取得希望学生に選択必修科目として開講している。

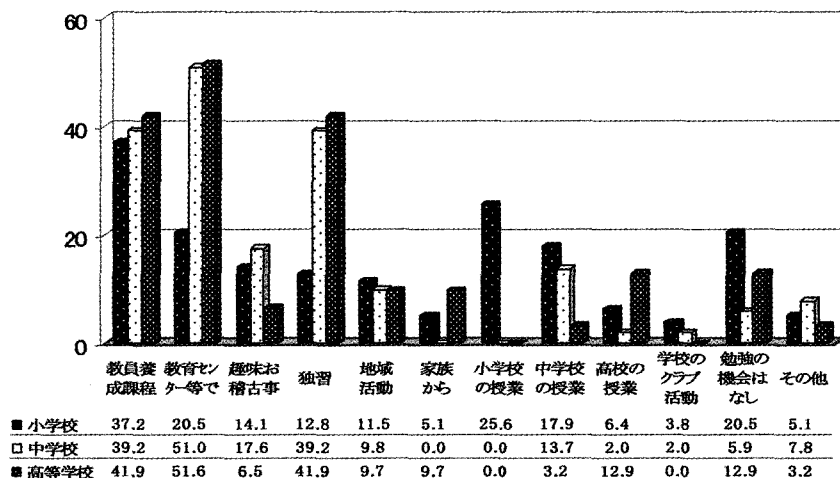


図4 「日本の音楽」の知識・技能をどのようにして得たか (%)

図5は「日本の音楽」の研修の必要性について質問した結果である。総じて高い中でも、中学校の教員の60.8%が「とても」と答えており、「やや」も含めると9割以上の教員が研修の必要性を感じている。これは高校の教員も同様である。35.5%が「とても」必要であると感じ、「やや」も含めるとやはり9割以上の教員が研修の必要性を感じている。

小学校については、必要性は感じているものの、学習指導要領や教科書での取り扱いが中高に較べれば少なく、また、高い専門性を必要とする教材も少ないためか、中高ほどの結果にはなっていない。

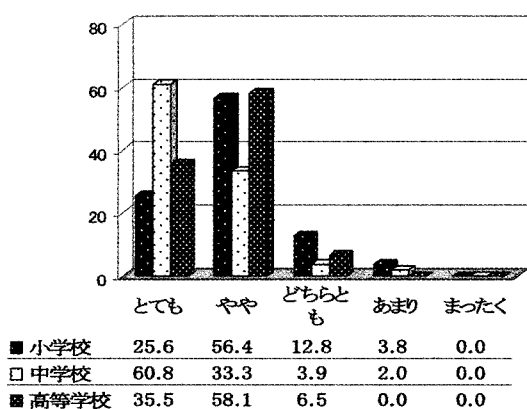


図5 研修の必要性 (%)

3.2 授業における「日本の音楽」の取り扱い

3.2.1 「日本の音楽」を取り扱っているか

図6のとおり、授業で「日本の音楽」を取り扱っているのは、中学校で98.0%と、ほぼ全ての学校で「日本の音楽」を取り扱っていることが分かる。

中学校での取り扱いの割合が高いことは、学習指

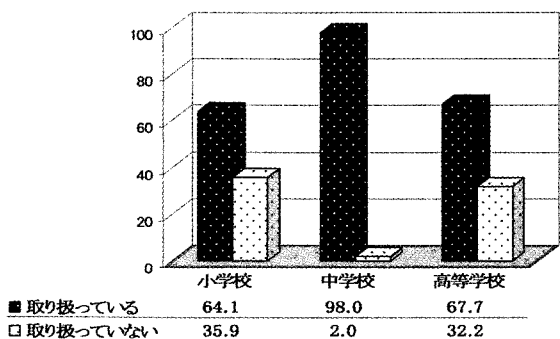


図6 授業における取り扱い (%)

導要領改訂前からの共通教材の影響や、現在の和楽器の取り扱いなどから考えれば当然の結果であろう。

小学校については64.1%の学校で取り扱っているものの、「取り扱っていない」学校が35.9%もあることが懸念される。なぜならば、歌唱共通教材として第1学年「ひらいたひらいた」(わらべうた)、第3学年「うさぎ」(日本古謡)、第4学年「さくらさくら」(日本古謡)、第5学年「子もり歌」(日本古謡)、第6学年「越天楽今様」(日本古謡)が指定されており、これらの楽曲が一つも取り扱われていないという学校があるとすれば、指導計画としては偏りのあるものと言わざるを得ない。

高等学校では67.7%の学校が「取り扱っている」と答えている一方で、残りの32.2%の学校では取り扱っていない。高等学校の学習指導要領においても、例えば音楽Iでは、表現及び鑑賞の教材については、郷土の音楽を含めて扱うようにすること、歌唱や器楽については我が国の伝統的な歌唱及び和楽器を取り扱うことなどが求められている。

しかし、一般に高等学校の教員は、指導計画や授業内容を個人の指導観や音楽経験に基づいて策定することが多く、小・中学校の教員に比べて学習指導要領の内容を順守しようとする意識が低い傾向にあるものと思われる。

小学校、中学校から高等学校までの一貫した学校音楽の流れを作っていくためには、「日本の音楽」に限らず、学習指導要領の趣旨や内容についての共通理解が必要であろう。

3.2.2 取り扱ったジャンル及び教材

図7「取り扱ったジャンル」の結果は、小学校では雅楽が62.5%、箏曲が60.4%となっている。その内訳は表4の「取り扱いの多い教材」に示すとおり、共通教材が上位を占めているが、郷土の民謡を取り扱っている例も7校みられる。また、表には挙げていないが、「お囃子づくり」を行っている学校が12校あった。「お囃子づくり」は教科書教材として掲載されているものである。

中学校で「取り扱ったジャンル」は、箏曲が86.0%と最も多く、続いて雅楽68.0%、歌舞伎囃子58.0%となっている。この内訳も表4から「越天楽」「六段の調」「さくらさくら」「勸進帳」という、旧共通教材が多く取り扱われていることが分かる。

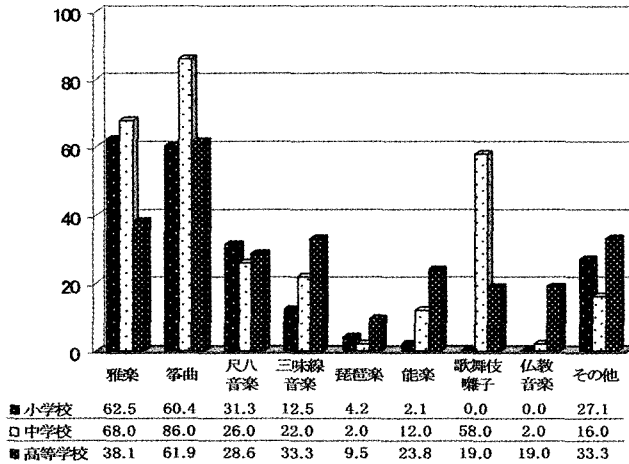


図7 取り扱ったジャンル (%)

表4 取り扱いの多い教材

順位	小学校		中学校	
	教材名	校数	教材名	校数
1	越天楽今様	35	越天楽	35
2	春の海	30	六段の調	32
3	こきりこぶし	8	さくらさくら	31
4	秋田民謡	7	勸進帳	29

鑑賞共通教材については現行の学習指導要領改訂に伴って示されないこととなったが、図11の結果からも分かるとおり、半数以上の教員が「日本の音楽」の指導に困難を感じ、「自分自身に知識・技能がないこと」をその最も大きな理由として挙げている現状を考えれば、教員が自身の知見で教材開発や教材作成を行うことは極めて困難であろう。

高等学校では箏曲の取り扱いが61.9%と最も高い。この内訳は、和楽器の導入教材として用いられたわらべ歌や唱歌が大半である。これまで共通教材としての取り組みがなかったためか、その他のジャンルについては偏りがみられず分散している。一部に「日本の音楽」を重点的に取り扱おうとする教員もみられ、小学校や中学校で取り扱われることの少ない能楽や仏教音楽の取り扱いがみられる。

3.2.3 学習内容

図8の「学習内容」については、どの校種においても鑑賞教材としての取り扱いが8割を超えている。小学校では歌唱68.8%、代用楽器52.1%が中高に比べ高い比率となっている。この理由は、「越天楽今様」が歌唱共通教材となっていること、そして、秋

田県の大半の学校で採択されている教科書において、雅楽「越天楽」の筆楽の主旋律をリコーダーで演奏したり、箏の和音伴奏を鍵盤ハーモニカで演奏したりするなどの、代用楽器による演奏が展開例となっているためと考えられる。また高等学校では0%、中学校でも6.0%となっている「音楽づくり」が31.3%となっているが、これについても第5学年の教科書教材におけるリコーダーや太鼓のお囃子づくりの影響による結果と思われる。

中学校では学習指導要領で規定されている和楽器の取り扱いが82.0%と高い比率になっている。しかし同時に、「3学年間を通じて1種類以上の和楽器を用いること」となっているにもかかわらず、約2割の中学校で和楽器を取り入れた授業が行われていないことを示している。代用楽器の取り扱いが28.0%となっていること、また、図12の「和楽器の所有率」の結果と合わせて考えれば、学校現場における和楽器の整備状況は充分とは言えない状況にあるものと思われる。

中学校と高等学校の「歌唱」はそれぞれ22.0%、38.1%と低い結果になっている。「曲種に応じた発声」が、和楽器の取り扱いとともに「日本の音楽」の取り組みを、鑑賞中心から表現中心へと一層の転換をしていくためのものであることは前述したが、日本の伝統的な歌唱は、ベルカントを基調とした発声を身に付けるよう訓練された多くの音楽教員にとっては、器楽の取り扱い以上に困難なものと思われる。その影響のため、授業における取り組みも少ない結果になっているものと推察される。

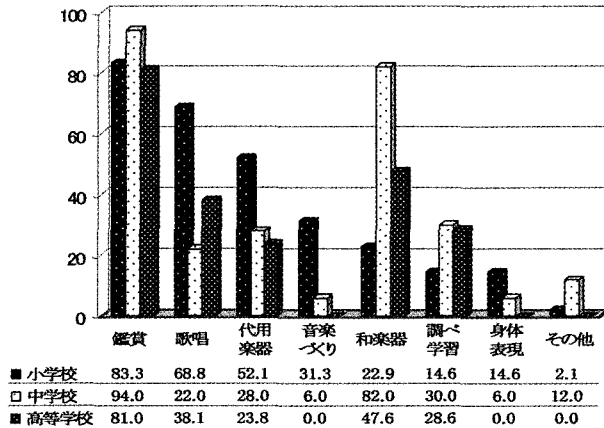


図8 学習内容 (%)

3.2.4 指導の成果はあったか

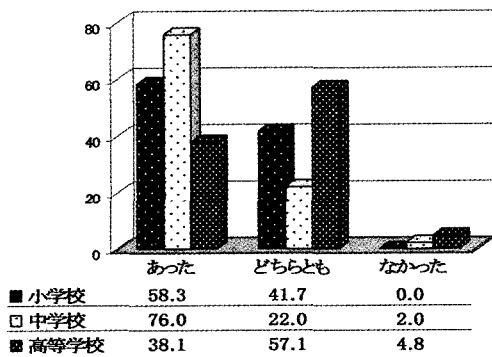


図9 指導の成果の有無 (%)

「日本の音楽」を授業で取り扱った成果については図9のとおり、中学校では76.0%と最も高く、小学校でも58.3%と半数を超えている。高等学校では38.1%とやや低くなるものの、総体的には半数以上の教員が指導の成果を感じていることが分かる。しかし一方では、「どちらとも」と答えた教員が小学校で41.7%、中学校では22.0%、高等学校では最も高く57.1%となっている。

このことは、教員側に「日本の音楽」を取り扱う上での、生徒の変容を捉える知見が乏しいことを示唆する結果ではないかと思われる。西洋音楽的な教材については、生徒の授業過程における目標の達成状況や最終的な態度形成を明確に判定できるが、「日本の音楽」については、評価方法や評価基準そのものが明確に定まっていないものと思われる。「指導の成果」については自由記述も行ったが、82

名の回答者の大半が「興味関心の高まり」を成果として述べるにとどまり、音楽的な感受、鑑賞の能力の高まり、最終的な態度形成についての記述は数例しかみられなかった。

3.2.5 「日本の音楽」の指導は難しいと感じるか

「日本の音楽」の指導を「とても難しい」と感じている教員は、小学校が19.2%、中学校では13.7%、高等学校では16.1%となっており、「やや難しい」と感じている教員と合わせると、どの校種においても6割前後の教員が苦手意識をもっていることが分かる。(図10)

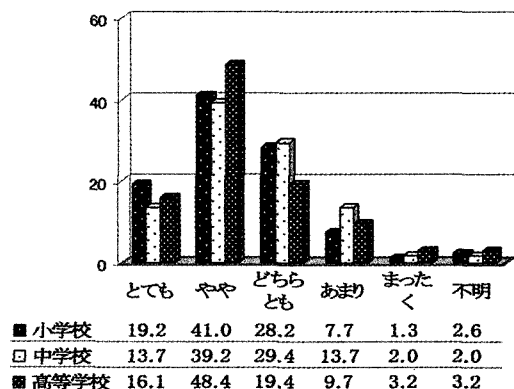


図10 「日本の音楽」の指導は難しいか (%)

その理由については、「自分自身に知識技能がないこと」(図11)が小学校で87.2%、中学校で96.3%、高等学校で75.0%と、校種にかかわらずかなり高い比率となっている。続いて「指導方法が分から

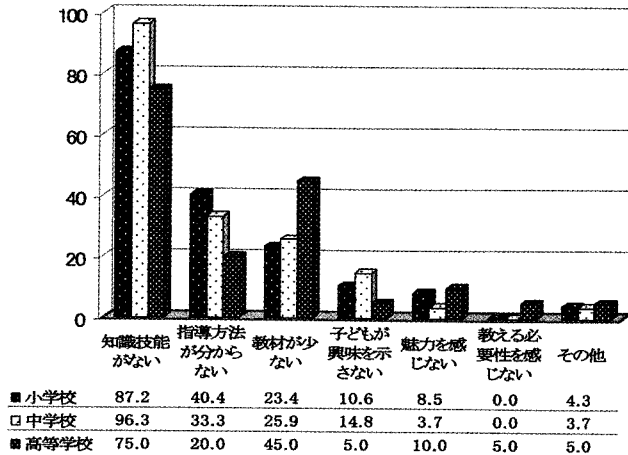


図11 「日本の音楽」の指導が難しいと感じる理由 (%)

ない」「教材が少ない」なども難しいと感じる理由としている。

これらの問題を解決するためには、現職教員に対する教育センター等の研修を質、量ともに今以上に充実させることはもちろんであるが、大学における教員養成段階での「日本の音楽」の取り扱いを充実させることも重要ではないかと考える。

述で「時数が足りないこと」「和楽器の整備が進まないこと」を指摘するものが多い。「日本の音楽」を7割の教員が好きであると答え、「研修の必要性」についても9割の教員が強く感じていることを考えれば、「和楽器の整備」と効率的なカリキュラムや指導方法の工夫改善が「日本の音楽」の指導を充実させる鍵になるものと思われる。

3.2.6 「日本の音楽」の取り扱いを増やしていくべきか

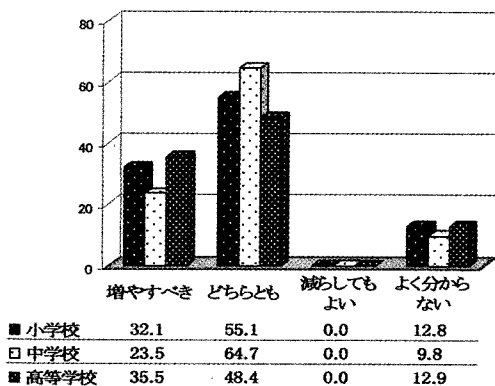


図12 取り扱いを増やすべきか (%)

「日本の音楽」を重視していくことについては、全校種の約3割が「増やすべき」(図12)と答えているが、同時に、小学校55.1%、中学校64.7%、高等学校48.4%と、半数以上の教員が「どちらともいえない」としている。その理由については、自由記

3.3 和楽器、指導資料の整備状況

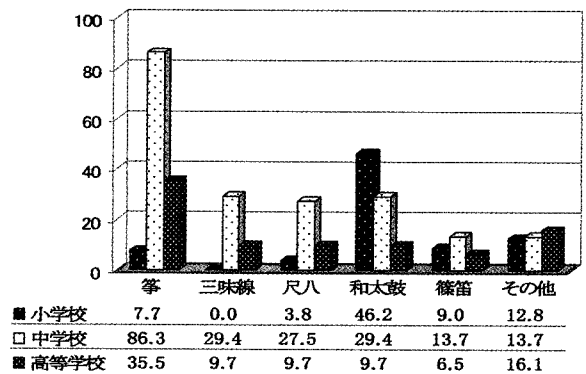


図13 和楽器の所有率 (%)

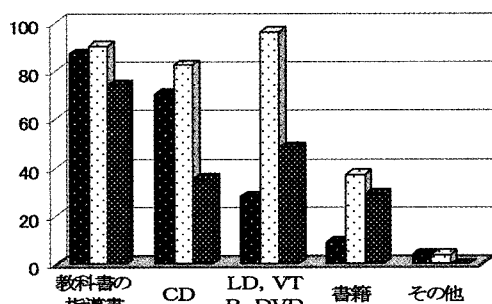
図13は和楽器の所有率についての結果である。

小学校では46.2%と、半数近くの学校で和太鼓を所有している。中学校では箏の所有率が86.3%と最も高くなっているが、三味線、尺八、和太鼓については3割程度の所有率である。高等学校では箏の所

有率が3割を超えているものの、総体的には和楽器の整備が遅れている状況にある。

所有率をみると中学校を筆頭に一定の整備が進んでいるように見えるが、今回の調査に回答をした学校の所有台数を合計すると、中学校では箏160、三味線31、尺八32、和太鼓48、篠笛100、竜笛1、箏篋1、笙1、雅楽器のセット1（内容不明）となっている。同じく高等学校では箏54、三味線11、尺八10、和太鼓18、篠笛36である。小学校では一部に箏と篠笛の所有がみられるものの、大半が和太鼓である。

所有台数の平均は、中学校で箏3.14、三味線0.6、尺八0.63、和太鼓0.94、篠笛1.96であり、高等学校では箏1.74、三味線0.35、尺八0.32、和太鼓0.58、篠笛1.16といずれも中学校の半数近くにとどまっている。



	教科書の指導書	CD	LD, VT, R, DVD	書籍	その他
■ 小学校	87.2	70.5	28.2	9.0	3.8
□ 中学校	90.2	82.4	96.1	37.3	3.9
■ 高等学校	74.2	35.5	48.4	29.0	0.0

図14 指導資料等の整備状況 (%)

一方、図14の指導資料等の整備状況は、小学校、中学校ともに教科書とその指導書、付属のCDについては整備されていることが分かるが、映像資料については、中学校で96.1%と十分な整備状況にあるものの、小学校では28.2%しか整備されていない。高等学校についてはCD、映像資料ともに中学校の半数程度の整備状況となっている。

4. おわりに

本研究では、学校音楽教育における「日本の音楽」の指導に関する教師の意識、授業における取り扱い、和楽器や指導資料等の整備状況について秋田県の音楽科担当教員を対象としたアンケート調査を行った。その結果、明らかになったことを以下にまとめると

ともに、学校音楽教育における「日本の音楽」の指導を一層充実していくための方策について述べたい。

第1に、秋田県の音楽科担当教員は、総じて「日本の音楽」を好意的に捉えている。また、研修意欲も高く、自分自身の知識・技能を高めたいと願っている。

第2に、授業では取り扱っているが、指導にあたっては、自分の音楽経験に自信がもてず、苦手意識をもっている。和楽器を含めた知識、技能は教育センター等の研修と独習によって得たものである。

そのため、授業で取り扱う教材を開発、選択するための知識、技能、音楽的感性も充分とはいえず、指導資料等が整備された教科書教材や旧共通教材が取り扱いの中心となっている。

第3に、授業において評価をするための知見が乏しい傾向にあり、生徒の変容を的確に捉えられていない状況にある。

第4に、和楽器や指導資料の整備が大きく遅れていることを指摘したい。国の方針として取り組むべきこととされた和楽器の体験が、実践段階では諸事情のために取り扱われないことがあってはならない。また、代用楽器による実践は「日本の音楽」に対する無理解や偏見さえ生む可能性もある。整備を進めて行くためには、行政レベルでの理解と協力が必要であり、担当教師の努力だけでは賄いきれないことを強調しておきたい。

以上、4点について考察のまとめ及び問題点の抽出を行った。これらの問題点を解決していくためには、教育センター等の教員研修を質、量ともに充実させていくことはもちろんであるが、より早い段階からの演奏技能や音楽語法の習得が、音楽科担当教員の自信をもった指導や生徒の学習成果につながっていくものと思われる。

そのためには、教員養成段階での「日本の音楽」の取り扱いを一層充実させることが必要となるであろう。教員養成におけるピアノや声楽、作曲法などの授業については、一般的な系統的、発展的カリキュラムが構築されている。しかし、「日本の音楽」についての取り組みは未だ試行の段階を脱しておらず、より多くの教員養成系大学での試行錯誤が必要である。

系統的、発展的な学習ができるようなカリキュラムが構築されることによって、「日本の音楽」についての音楽的特徴や語法を理解し、肯定的な態度や

価値観を身に付けた音楽教員が育成されるものと思う。その実践が今後の課題である。

最後に、この研究を進めるにあたって連携、協力をいただいた秋田県高等学校音楽教育研究会に感謝申し上げます。

註と参考文献

- ¹ 本研究における「日本の音楽」は、雅楽、声明、能楽、三味線音楽、尺八音楽などの我が国の古典音楽を指している。アンケートの冒頭においてもそのように定義したが、実際の回答においては、「その他」の項目に民謡やわらべうた、郷土芸能、現代邦楽などを含めたものも多数みられた。
- ² 文部省（1998）『中学校学習指導要領解説－音楽編－』，教育芸術社，p.71.
- ³ 文部省（1989）『中学校指導書音楽編』，教育芸術社，p.85.
- ⁴ 9つのブロックは、①鹿角市・鹿角郡，②大館市・北秋田市・北秋田郡，③能代市・山本郡，④男鹿市・潟上市・南秋田郡，⑤秋田市，⑥由利本荘市・由利郡，⑦大仙市・仙北郡，⑧横手市・平鹿郡，⑨湯沢市・雄勝郡である。
- ⁵ 平田公子ら（1989）「福島県の小学校における日本の伝統的な音楽の取り扱いについて－アンケート調査の分析から－」，『福島大学教育実践研究紀要』第15号，pp.29-41.
- ⁶ 奥 忍ら（1990）「奈良県の小・中・高等学校における日本音楽の取り扱い」，『音楽科における日本音楽のありかた』，奈良教育大学，pp.9-38.
- ⁷ 文部省（1998）『中学校学習指導要領』，ぎょうせい，p.68.
- ⁸ 奥 忍ら（1990）前掲書 pp.31-38.

Summary

The present paper reports on the results of the research that investigated the attitudes music teachers held toward the teaching of traditional Japanese music. A questionnaire was sent to groups of teachers teaching music at various levels of education in Akita prefecture, Japan. The results showed that a substantial number of teachers were in favor of teaching traditional Japanese music in the classroom, and thus they wished to develop teaching skills for that purpose. However, they reported that they were not perfectly confident in their ability to teach, because they felt they were lacking in knowledge and sensitivity that would be required to evaluate an individual student's performance. The respondents also pointed out that there were not enough materials and musical instruments available for use in the classroom. The paper concludes with several suggestions for improving the methods for teaching traditional Japanese music.

Key Words : Teaching Music in the Classroom, Japanese Traditional Music, Traditional Japanese, Musical Instruments, Survey Research

(Received January 23, 2006)